

## 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月25日(水) 13:00~13:45
- 2 場 所 つくば国際会議場 4階中会議室406 (茨城県つくば市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、横山復興推進課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員  
出席者(国・県側) 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、佐藤内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官、豊島福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策総括課課長、中井復興庁原子力災害復興班参事官、新村福島地方環境事務所環境再生課専門官、服部福島地方環境事務所中間貯蔵総括課課長、新妻福島県避難地域復興課課長、武田福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室支所長補佐

4 町民出席者 12人

### 5 町長あいさつ(伊澤町長)

皆さん改めまして、こんにちは。長期に渡る避難生活大変お疲れ様です。本日は特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の進め方に関する住民説明会の案内をしましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。さて、午前の部では特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご説明させていただき、ご意見等をいただいたところですが、午後の部では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関しての取組の進め方についてご説明をさせていただきます。国では、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除に関する考え方を決定し、2020年代をかけて帰還意向のある町民の皆さんが帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握して、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めていくとしております。本日は国から町民の皆さんへ、今後の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組などについてご説明をさせていただきます。この後、住民説明会後に対象となる世帯の皆様には帰還のご意向をお伺いする意向確認を行わせていただくこととなりますが、今回の説明会ではその前に町民の皆さんからご質問やご意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 6 国からのあいさつ(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

辻本でございます。午前引き続きましてこういう時間をいただきまして、誠にありがとうございます。11年を経過しても、避難生活といったところ、大変申し訳ございません

ん。また午前中は、至らぬ言葉を使ってしまい、大変失礼いたしました。先ほど町長からお話がありました特定復興再生拠点区域内の話が午前中でありました。午後は特定復興再生拠点区域外の今後の取り組み、方針について説明をさせていただきます。色んなご意見をいただきながら双葉町の復興に一步でも二歩でも前に進めるよう、具体的な取組につながるよう、色んなご意見を頂戴できればと思っております。本日はよろしく願いいたします。

#### 7 説明（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

○特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について

（略）5 ページ目、真ん中のあたりの丸をご覧くださいと思いますが、上から2つがですね、全域を除染をするべきであるというご指摘でございます。これまで全域の除染を求めてきた地元の意見をないがしろにしているのではないか、また、まず除染をしてから意向を聞くべきであって順番が違う、といったご指摘でございます。こちらについてですね、大変申し訳ございません。このタイミングできちんと 100 パーセントお答えできる回答を持ち合わせておりませんが、我々としては、

（町民：男性\_\_三字行政区）

おい、なんでほんなら説明会なんかやんだおめえ。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

はい、申し訳ありません。

（町民：男性\_\_三字行政区）

なんで説明会なんかやんの？回答するもの持ち合わせてねえのに。

なんで集めて話しねっきゃなんねんだおめえ。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

はい。申し訳ございません。

（町民：男性\_\_三字行政区）

勝手なことばっか言ってんでねえぞおめえ。我々が聞いたことに対してあんた説明する責任があんだべ。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

はい。

(町民：男性\_\_三字行政区)

だから今日我々のこと集めてんだべ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

あの大変申し訳ございません。ちょっと説明をですね、一通りさせていただいた上で、

(町民：男性\_\_三字行政区)

だから、何の、何の話してんだって。挨拶、こんな挨拶あつか。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

説明の時間でございますので、そこはぜひご理解いただければと。

(町民：男性\_\_三字行政区)

国だべ、あなたたちは。我々にちゃんとした説明の持ち合わせていねえのに、なんで集めんだって我々ごと、んだら。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

一通り説明させていただければと思います。

(町民：男性\_\_三字行政区)

ふざけたことやってんでねえど、おめえ、ふざけて。我々なんぼ暇だからっておめえ、中身のねえ集まりに集められて、おめえ、何を説明すんの、あんたたちは。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

あの、申し訳ございません。

(町民：男性\_\_三字行政区)

申し訳ねえんだ、ではねえんだ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

全ての回答を何も答えを持ち合わせてないという意味で、今日のお時間をいただいているわけではございません。今途中で説明をさせていただいておりますけども...

(町民：男性\_\_三字行政区)

だったら、だったらば、我々が、その協議してわかる、答えられる範囲で答えるとかって言ったらいいいんじゃないか、ほんだったら。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

おっしゃる通りであります。そこは、はい、午前中に引き続き、言葉使い方を失礼いたしました。

(町民：男性\_\_三字行政区)

なんで答えるものを持ち合わせてないのに集めんだって、おれら。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

申し訳ございません。私の説明が悪かったです、申し訳ございません。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

しっかり答えられる範囲で答えられるような説明にしたいと思います。

(町民：男性\_\_三字行政区)

我々に対してほんな説明はねえべって。もうちんと身のある、おめえ、10何年だって、俺らがこれ。容易なことだねえかな。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、はい。おっしゃるとおりです。申し訳ございません。

(町民：男性\_\_三字行政区)

命令で避難してんだから。12年もこうやっていんのに、我々がもしかして質問したらさ、答えるものは持ってありませんっていう話に、説明になったこんだら、ほんな説明会なんで開くかって言いたくなんねえのかい？

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

おっしゃる通りです。申し訳ございません。言葉のところ、本当に気を付けて、これからもやるようにいたします。何1つ、回答がなくて、今日お時間いただいているわけではございません。

(町民：男性\_\_三字行政区)

んじゃ、そういえばいいんじゃないかよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

おっしゃるとおりです。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

私の説明が悪かったです、申し訳ございません。

(町民：男性\_\_三字行政区)

我々の回答に、ちゃんと、答えるために。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

しっかり我々が決めたことを今日お伝えしたいと思います。

(町民：男性\_\_三字行政区)

持ち合わせありませんって、持ち合わせねえのになんで集めんだってなんねがい?って。途中で極端だからこう言っちゃうけど、もっと親身になって、国民の町民の我々、説明しますっていう態度が見れねえんだよ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

申し訳ございません。

(町民：男性\_\_三字行政区)

これは、伊澤町長イライラすっと思うんだよ。なんでこんなことやって、町民に対してなんでって。無礼でねえか、こんな、こんな集め方してって。思ってねえがい? 町長。思ってっと思うんだ、これ。言わねえだけで。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

午前中もそうでしたけど、ほんとに言葉の伝え方1つ、我々が足りないところ、ありますので。

(町民：男性\_\_三字行政区)

精一杯、私らはあなたたちに説明しますっていう話ならば、分がったっていうんだけど、あなた達に説明する持ち合わせありませんって言われるの、なんのために集めた。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

精一杯しっかり、説明をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

(町民：男性\_\_三字行政区)

はい、やってください。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

失礼いたしました。じゃあ説明を続けさせていただきます。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、申し訳ございません。私の言葉が足らずに大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。5 ページ目はですね、これまでの各種の説明の場をいただいた時にですね、頂戴をしてきた、これまでのご指摘でございます。(以下、略)

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

すみません。あの一言最後につけ加えさえさせていただきます。我々今、こちらが国の役所の人間が来ています。環境省、復興庁、内閣府含めてそうでありますけども、1つお伝えしたいことがございます。我々、双葉町もそうですし、隣の大熊町もそうですし、浪江町も、富岡町も、葛尾村も、飯館村もそうですけども、帰還困難区域の避難指示解除、早く住民の方に戻っていただけるような環境を作りたい、除染もどんどん進めていきたい。拠点区域外もこのままでほっとはいけない。そういう思いで取り組んでいるチームであります。多分、これからこの帰還意向を聞くとはなんなんだこれは、というお叱りも受けると思います。各会場で必ず受けております。そういうことの進め方のところにも引っかかりも多分あるかと思えます。その上で1点だけ申し上げれば、とにかく双葉町の復興に向けて除染をどんどん進めていく。拠点外もこのままでなんとかしていくわけにいかない。これをやるのが国の責任であるという思いで、町とも相談しながらこういうお時間をいただいているところであります。先ほど冒頭のところで、気持ちの面が足りないんじゃないかっていうようなお話があったと思います。足りないかもしれませんが、一言だけ申し添えました。

## 8 質疑応答

■ (町民：男性 三字行政区)

今特に私の発言についての言葉と私受け止めました。言い過ぎたかもしれませんが、やっぱり私らに説明する限りは、それなりの準備をして出向いてきてると私は思ってますから、少なくとも町の幹部職員より、私らで質問することはかなり知識も少ないような発言、質問になってしまうかもしれませんが、そこは十分くみ取っていただいて、10年以上も避難してる国民、町民に対して、やっぱり言葉ではなくて態度でもう少し接してほしいということですよ。優しく。町長、何度かこれ、国と接触して、この前の説明会の初日に新聞報道がありました。6月中に避難解除を目指すことと、それから、これから先、

いわゆる今の説明会、解除外の所の話もありました。で、今特に、特に、ほの令和6年度、2024年度、目途に除染開始するっていう説明があった直後に、遅れるかもしれないって、ただし、ちょんちょんちょん、但し書きみたいなそういう今話なんです。遅れるかもしれないやつを今、今説明してる段階で、遅れるかもしれないっていう話なんだよ。これは町長、今まで何度か国に対して町長は要望してきてるんですよ、今回のやつも、解除するところと解除外も一括にやってもらいたいっていう要望もしてる。今回だってこれあんまり差はつけたくないという考え方があるにも関わらず、これ、今回切られるわけですよ。まあ6月になんのか、7月になんのか、解除の、避難指示の解除、いつになるのか国とのまた話し合いの中で決まるんでしょうけども、なんとなく、こうさっぱりしないんだよな。だからいつまで、いつまで私をこういう状態にしておくのか。町長だって、今国からの説明のやつを、何年度まで終わるんですかって聞いているのに、復興庁、町長には答えてないってそういう報道されて、町長聞いてないんですよ。何年まで終わるんだって言ったらさ、返事はないって新聞報道されて、だからやっぱり私は何を希望にこんな避難して生まれ育ったとこ離れて生活してんだ、最終的にこうなったら双葉に帰れんだ、うちに戻れんだっていう事があから我慢して、こういう生活してると私は思ってます。私はそういう思いでつくばにお世話になってるんです。だから避難する人がいるのであれば、除染して綺麗にしますよっていうのは、然る検討だと私は思っております。綺麗になりましたから、あなたたち、どうぞ帰ってくださいっていうのが私は国の責任だと思ってるんですが。違いますか。私が思ってるのは全然常識から外れてますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

ご意見重く心に染み入って聞いております。まず伊澤町長からは常日頃、全域除染が筋であるというふうなご指摘を頂いております。そのことが先ほどのご質問にありますどもご地元の住民の方、町長としてはその通りだというふうに我々も受け止めています。その前に遅れるかもしれないと言ったことについて、一つだけ解説させて下さい。我々双葉町民の方がご帰還されるのを全力で、とにかく帰還できるように全力でやるつもりであります。遅れるかもしれないというのは農地の分です。農地も営農再開に向けて我々も全力でやりたいと思っております。ただ田んぼの場合、水路の関係やいろいろ管理組合の関係などもあるので、そこも含めてしっかりやらせていただいて進めたいというところあります。我々がこういう説明をさせていただいているのは、他の会場でもよく質問が出るものですから、そこに対して、お伝えをしたかったところあります。ただそこでもまた言葉として十分でなかった点を申し訳なく思っております。町長からは常日頃言われているところ、国しっかりやれよっていうふうには常日頃厳しくいただいているところではあります。

(町民：男性\_\_三字行政区)

農林水産省に1日もお願いして、土地改良区を動かしてくださいよ。

(伊澤町長)

ご指摘いただいたことはもっともなんですけども、国の考え方として、2022年に皆さんから聞き取りをして、23年に計画をして24年から除染という一応の予定ですね、ですけども我々としてはいち早く24年を前倒して23年だっていいわけですから、もし調整協議がうまくいけば、早くするっていうふうなことも視野に入れて取り組んでいきたいと思っています。結果として、そういうふうな状況になんないことになる可能性もないことはないっていうことです。ただし目標としてはなるべくこれだけ11年、双葉町が避難指示解除する可能性があんのが、震災から12年目に入ってしまった、これだけかかってしまったっていうことですから、他の自治体とはもっと違った状況だっていうことは常に国には訴えています。これだけ避難をしてる自治体っていうのはおそらく全世界どこ探してもないでしょうし、日本では当然これは前例のないことですから、前例がないからこそ、これは特別な取り組みをしてもらいたいっていうことは常に申し上げさせてもらっています。

■ (町民：男性 中田行政区)

前回の町政懇談会でも伊澤町長にお願いした件なんですけど、今日は環境省の方もいらっしゃるんで、この間、町長にお願いしたのは、もう町長にお願いするしかないと思っていたんですけど、今日国の顔触れを見ますと、環境省の方もいますんで、ぜひ私のお願いを聞いてもらいたいんです。それはですね、中田に正一位稲荷神社という1,000年以上続く由緒ある神社があるんです。これは福島県でも2社しかない伊勢神宮の式年遷宮における御用代で奥の院を作ったと、そういう由緒ある有名な所なんです。昔の歌集に標葉歌集集にも標葉永代歌集集にもその神社のことが詠われてるんです。あまりにも有名なんですけど、双葉の人はほとんど知りません。一応言います。「朝日射す、稲荷の里の、山桜、白き姿を黒染めにして」とこういう有名な詩があるんです。それで何を言いたいかといいますと、前回、私の家解体するときに、環境省の担当の方に3回4回電話して、私個人のことじゃなくて、稲荷神社の解体をお願いしたいと。今日は除染の話なんですけど、当然稲荷神社も除染されると思うんですけど、非常に危なくて除染に行った人は死亡事故起こすかもわからない。今の神社に足を入れただけで崩れるぐらいなんです。そういう状況を申し上げたんですけど、環境省からはあまり私がうるさいんで、文章でこれは規定外だから解体は出来ませんっていう文章が来たんです。それをコピーして、町長以下、課長さんにみんなお配りしたんですけど、で後は町長にしかお願いできないと思ってたんです。けども、いくら環境省と双葉町でライン引いたかもわからないんですけど、稲荷神社だって住居なんですよ。人は住んでなかったかもわかりません。でも今まで夜中にですね、崇敬者がポツンと願掛けに訪れたり、そういう事があったんです。ですから、これから除染の方、願掛けの人なんかが行くと大変危険な場所なんです。だから私がお願いしたいのは、除染以前に解体をぜひやっていただきたいと。環境省の答えは区域外だから解体はやらない、とこうい

う文章をもらってるんですよ。そういう地域挙げをされたら私としては何も言えない。町長におすがりするしかない。町長は前回の町民説明会でその話ちゃんと聞いてくれて、フォローはしてくれてますが、その後全くいい返事も何もありません。ですから今日はもう一度、今度は環境省にお願いしたい。区域外でも正一位稲荷神社の解体をぜひお願いしたいと。でないと事故が起きたら誰も責任取れないですよ。それに残しておけないんです。もう氏子も誰もいないからやる人がいないんですよ、自分たちで。あと環境省にやってもうしかないんですよ。中田の共同墓地の右のほう、東の方です。そこをぜひ現地行ってもらえればわかるんです。それと福島県の稲荷神社、違う、神社庁からも指示がきてまして、解体した後、そこに神社があったという証の為に、奥の殿かあるいは石碑を建てるようにと指示が来てるんです。ですけども解体も何もやってももらえないのでこういう事できないわけなんです。ですからぜひ私の願いは解体をやってもらいたいという事です。以上です。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

私は現地におります責任者であります。今町長にも確認をして、場所はここの拠点の区域の外だというふうに確認をさせていただきました。拠点区域外ということで解体も除染にも及んでないこと、皆さんも1,000年以上の心の拠り所である神社がそういう状況になっていることに関して申し訳ございません。先ほどちょっとご説明させていただいた紙を振り返らせていただきますと、ページで言いますと5ページをちょっとご覧ください。5ページの丸がいっぱいございますけども、上から5つ目の辺りであります。神社、仏閣、墓地など心の拠り所の除染対象にしてほしいというふうなご意見、これは今までの双葉に限らずいろんなところでありますけども、住民の方々、議会の方、行政区長の方からご指摘いただいたところでもあります。今こういう形で住民の皆様からお声をお聞きして、受け止めさせていただく時間だと思っています。今言われた1,000年以上の歴史のところ、福島神社庁からのこういうふうなそのあとどうするんだとのお話も、今日しっかりお受け止めさせていただきました。これから拠点外に関しては、実は今日こういう形で進めさせていただくご相談の部分であるんですけども、こういう意見があったことを踏まえて、我々が住民の皆様の声にどう応えていくかというところしっかり我々取り組まさせていただきます。今この瞬間、まだ説明の最中ですので色んなお話を伺いながら今日のご意見もしっかり受け止めながら、思いにどう応えていくか地域のこれまでの拠り所であった神社をどう後世に繋いでいくのかというのも含めて我々の中でしっかりと議論を進めていきたいと思っております。

(町民：男性 中田行政区)

ぜひ期待しております。よろしくお願い致します。

## 9 閉会